

④ 自動車を取得した場合の諸費用の取扱い

Q : 当社は、先日、自動車を買いました。取得に伴いいろいろな費用がかかりましたが、これらはどのように処理すればいいのですか？

A : 取得価額に含めなくてよいもの、含める必要のないもの、車両に含めるものがあります。

【解説】

自動車を購入する際には、いろいろな費用が発生しますが、これらについては次のように取扱うこととされています。

① 自動車取得税、検査登録費用、車庫証明費用

これらの費用は、自動車の取得に関連して支出するものですが、これらの租税公課等は一種の事後的費用で、その性格も流通税的なものや第三者に対抗する要件を具備するための費用と考えられることから、取得価額に含めるかどうかは、その会社の判断に任せるとされています。

② 自動車重量税、自動車税、自賠責の保険料

これらの費用は、自動車の取得に関連して支出するものでなく、自動車を所有することにより支出する事後的費用と考えられることから、自動車の取得価額に含めなくてよいとされています。

③ カーステレオ、カーナビ、カーエアコン等

自動車購入の際に取り付けたカーステレオやカーナビ等は、車両の取得価額に含まれます。(ただし、後日に購入したものは、車両の取得価額に含めません)

